

只木ゼミ前期第4問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1. 弁護側は、イ説を採用する理由として、「行為者が当該故意を持つことが客観的に有り得たかについてより合理的に判断することができる」と述べているが、主観的構成要件である故意は、行為者の犯罪事実の認識・認容をいうのであって、客観的に故意を有することが有り得たかを判断するのは妥当でないのではないか。
- 10 2. 弁護側は、ウ説を採用しない理由として、「故意犯と過失犯の区別は最終的には責任故意の存否で確定すべきであり、事実的故意の存在だけでは～うかがいしることができ」と述べているが、ウ説では違法性の意識の可能性を責任要素として考慮していることから、故意犯に法的非難を負わせる根拠として事実的故意と責任故意の二重の考慮を行っているため、弁護側の当該主張は不当ではないか。

以上